

横浜市行政医師 (公衆衛生医師)

令和8年度
採用選考 受験案内

横浜市行政医師（公衆衛生医師）

横浜市は、370 万人以上が暮らす我が国最大の政令指定都市です。横浜市で働く行政医師は、この地で暮らし、働く全ての人々の医療と健康、そしてその命を支える仕事をしています。

誰もが安心して自分らしく、住み慣れた街で健やかに暮らせる一。

そんな地域社会の実現を目指す行政医師の仕事は、保健・医療・福祉と幅広く、やりがいに溢れています。

医師法の第一条には、「医師は、医療及び保健指導を掌ることによって公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もつて国民の健康な生活を確保するものとする。」と記されています。

この使命のもと、これまで臨床などで培ってきた医師としての力を発揮できるとともに、基礎自治体において多職種と連携し、住民や地域に密着した医療・保健施策の実現に寄与できることが行政医師の何よりの魅力でしょう。

公衆衛生はもちろん、幅広い分野を経験できる横浜市で、ぜひ一緒に「明日をひらく都市横浜」を創り上げていきませんか。

行政業務に熱意と関心のある皆様を心よりお待ちしております。

一緒に、すべての横浜市民の健康な生活の確保に「貢献」しましょう。

求められる職員像

- ・ 専門性の向上や最新の知識・技術の習得に努め、組織に還元できる医師
- ・ 保健・医療・福祉施策の実現に向け多職種連携の中心となり、マネジメント能力を発揮しながら、主体的に課題解決に取り組める医師
- ・ 社会の変化やニーズを捉え、関係機関や団体等と協力しながら、地域社会に貢献できる医師

<横浜市の行政医師>

都道府県や市役所等において、医学的知識や診療・研究の経験等を生かして働く医師のことを一般に公衆衛生医師といい、厚生労働省によると、その役割は「医学的知識や診療・研究の経験等を活かして、（中略）地域の保健・医療に関する課題の解決において重要な役割を担う」とされています。

横浜市では、行政職員として働く公衆衛生医師を、厚生労働省の示す「医学と公衆衛生の知識」「行政職員としての知識と能力」「コミュニケーション能力」を基礎としつつ、保健・医療・福祉の多岐にわたる各分野の業務において知識・技術を生かすとともに、医学的見地を踏まえた政策立案や、業務遂行の中で職種を超えた指導・助言・連携を中心となって取り組む「行政医師」と位置付けています。地域の状況や課題への理解を深め、行政職員としてマネジメント力を高めながら、地域への働きかけを継続し、政策の実現へ繋げていくことが期待されています。

また、横浜市の行政医師は本市の行政医師間で連携を取る外、他職種職員、各機関・団体等と良好な関係を築き、平常時はもちろん災害時・危機発生時にも各種対策・対応の中心的な役割を担うことが求められています。

選考概要

<選考日程>

	選考日	申込受付期間	職場訪問実施期限	合格発表
第1回	7月27日(月)から 8月7日(金)までの いずれか一日を指定	5月18日(月)から 6月30日(火)まで	6月30日(火)	10月下旬(予定)
第2回*	10月1日(木)から 10月9日(金)まで のいずれか一日を指定	8月17日(月)から 9月11日(金)まで	9月11日(金)	12月下旬(予定)

*募集人数の状況により実施しない場合があります。実施しない場合は上記申込受付開始日の前日までに採用情報ページにてお知らせします。

なお、実施する場合には、第1回で受験された方の再受験を可とします。

<選考場所>

横浜市役所(予定)

<受験資格>

次の条件をいずれも満たしている、医師法に基づく医師免許を有する者

- ① 令和9年4月1日現在の満年齢が65歳未満であること
- ② 平成16年以降に医師免許を取得した者については、医師法第16条の2に規定する臨床研修修了又は採用日までに修了が見込まれる者
- ③ 横浜市医療局総務部職員課が実施している職場訪問を、選考回に応じた実施期限までに実施済みの者

※令和5年度以前に職場訪問を実施している場合は、再度実施が必要です。

ご自身が実施された時期等、ご不明な点があればお問い合わせください。

※次のア、イに該当する人は受験できません。

ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者

(心神耗弱を原因とするもの以外)

■ 外国籍の方が受験を希望する場合

<採用にあたって>

外国籍の人で採用されるのは「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び「特別永住者」の人です。

<担当業務等>

1 配属について

公務員の基本原則（「公権力の行使または公の意思の形成に参画する公務員については、日本国籍を必要とする」）に基づき、横浜市では、外国籍の職員は次のような業務や職に就くことができません。

(1) 公権力の行使にあたる業務について

公権力の行使にあたる業務とは、次のとおりです。

- ・市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
- ・市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
- ・市民に対して強制力をもって執行する内容を含む業務
- ・その他公権力の行使に該当する業務

(2) 公の意思の形成に参画する職について

公の意思の形成に参画する職とは、「横浜市の行政の企画、立案、決定等に関与する」職であり、原則として、ラインの課長以上の職及び本市の基本政策の決定に携わる係長以上の職（基本計画の策定、予算審査、組織人事労務管理など）が該当します。

2 昇任について

上記の1(1)(2)に該当しないポストに就くことができ、スタッフ職である理事（局長級）までの昇任が可能です。

<採用予定日>

令和9年4月1日

※採用時期は原則です。状況により本人の同意を得て、それ以前にも随時採用される場合があります。

<採用人数>

若干名

<選考方法及び合格発表>

受験資格を確認のうえ、面接による選考を行います。

合否の決定は、選考の結果を総合して行います。

また、合否にかかわらず、受験者全員に文書で通知します。

勤務先及び業務内容

横浜市医療局、各区福祉保健センター等に勤務します。

各勤務先での主な業務内容は次のとおりです。

所属	業務内容
医療局	(1) 横浜市医療・保健事業の企画・総合調整 (2) 医療政策 (3) 区福祉保健センターの医務業務等の総括 (4) 感染症などの健康危機管理、がん検診の総括 (5) 医療安全(医療立ち入り調査等)、医療に関する相談 (6) 健康増進部門、福祉部門との調整 (7) 衛生研究所 (8) 医師関係団体との調整 など
こども青少年局	(1) 乳幼児健診・療育体制の精度管理 (2) 医療的ケア児の支援体制の構築 (3) 要保護・要支援児童及び保護者への支援方針へのスーパーバイズ (4) 医師関係団体調整 など
区役所 (福祉保健センター)	(1) 区福祉保健事業の企画・総合調整 (2) 母子保健(乳幼児健診、育児支援、虐待防止等) (3) 成人保健(がん検診、生活習慣病重症化予防、禁煙支援等) (4) 感染症対策(感染症・結核・エイズ対策、予防接種勧奨) (5) 高齢者支援対策(事業への助言) (6) 健康教育(健康に関する講演会等) (7) 健康相談(市民からの医学的問い合わせへの対応) (8) 災害医療など

※その他、関連局に勤務することもあります。

勤務条件等

※令和8年4月1日現在

<勤務時間>

平日 8:30 ~ 17:15 (土・日、祝日、年末年始休日を除く)

※業務の必要に応じて時間外勤務があります。

<休暇>

- ◆年次有給休暇(年間20日)、夏季休暇(5日)、
結婚休暇、服忌休暇、産前・産後休暇、病気休暇、介護休暇、子の看護等休暇、
出生支援休暇などの休暇制度

- ◆育児休業、育児短時間勤務、自己啓発等休業などの休業制度

※初年度の休暇付与日数は採用日により変動します。

<横浜版フレックスタイム制度>

職員からの申告に基づいて、所属長が勤務時間を割り振る制度です。

<給与・手当>

初任給の例

	医師経験3年目 (医師)	医師経験9年目 (係長級)	医師経験15年目 (課長級)
給与月額	約61万円	約68万円	約79万円
給与年額	約922万円	約1,123万円	約1,287万円

[備考]

- ・初任給は「横浜市一般職職員の給与に関する条例」等の規定に基づき、学歴・職歴等経験年数に応じて決定されます。
- ・給与月額には、地域手当・初任給調整手当・管理職手当（課長級）を含みます。
- ・給与年額には期末・勤勉手当を含みますが、初年度は採用日により支給割合が変動します。
- ・このほか、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

<昇任>

入庁後、係長級以上の職位への昇任については、勤務実績等を考慮し、条例、規則等に基づき行われます。

<福利厚生>

職員共済組合、職員厚生会等が、職員やその家族の福祉厚生を目的として、種々の給付や事業を行っています。

◆福利厚生制度

財形貯蓄、各種資金貸付、団体保険、慶弔給付、割引購入指定店制度など

◆福利厚生施設

割引利用契約施設（宿泊施設、スポーツ施設、遊園地、レジャー施設など）

申込方法

<手続きの流れ>

職場訪問の実施 → 選考申込書類の提出 → 受験資格等を確認 → 面接日連絡 → 面接 → 合格発表 → 採用

<選考申込書類>

申込に際して次の書類が必要です。あらかじめ用意のうえ、受験を希望する選考回の申込受付期間内に必ず簡易書留で郵送してください。

- ① 横浜市行政医師（公衆衛生医師）選考申込書 ※
 - ② 横浜市行政医師（公衆衛生医師）志望理由書 ※
 - ③ 医師免許証の写し
 - ④ 【該当者のみ】平成 16 年以降に医師免許を取得し医師法第 16 条の 2 に規定する臨床研修を修了している場合は、臨床研修修了登録証の写し
- ※横浜市行政医師（公衆衛生医師）採用情報ページからダウンロードし、A4 版で印刷してください。

<郵送方法>

封筒に選考申込書類を入れ、簡易書留で郵送してください。封筒の裏には、必ず住所・氏名を明記し、封筒の表に「行政医師選考申込」と朱書きしてください。

職場訪問・WEB 説明会

行政医師が働く職場への訪問・WEB 説明会を開催しています。本市で働く行政医師が対応します。開催日時については、横浜市行政医師（公衆衛生医師）採用情報ページをご確認ください。

<職場訪問>

市役所内で行政医師としての仕事や働き方などをお伝えし、質問にお答えします。実際の職場の見学・業務説明や、その職場で活躍している行政医師との交流を通じ、業務への理解を深めていただくとともに、雰囲気や魅力を知っていただくことができます。ご希望により、市内の区役所等を見学していただくことも可能です。

横浜市の行政医師（公衆衛生医師）を経験された方は職場訪問の実施は任意ですが、最新の状況を把握いただくためにも、ぜひご検討ください。

<WEB 説明会>

行政医師業務、社会医学系専門医等について、Teams を使用しご説明します。個別の質問も大歓迎です。

◆注意

- ・カメラ付き通信機器をご用意いただき、カメラを ON にしてご参加ください。
- ・個人情報保護のため、通話の録音・録画は禁止としております。
- ・説明会開始の前に、ご登録いただいたメールアドレス宛に Teams の招待メールをお送りします。
「ir-ishiboshu@city.yokohama.lg.jp」からのメールが受け取れるよう、
事前設定をお願いします。

<申込方法>

電子申請による申込

① 横浜市電子申請・届出システムにログインする

横浜市電子申請・届出システムを初めて利用される場合は新規登録が必要となります。
登録の際に取得した ID とパスワードは必ず控えておいてください。

② 申込フォームに進む

手続き一覧（個人向け）から、「横浜市行政医師（公衆衛生医師）
職場訪問・WEB 説明会申込」を検索します。

※右記の二次元コードからも申込フォームに進むことができます。



[横浜市行政医師（公衆衛生医師）
職場訪問・WEB 説明会 申込フォーム]

③ 申込フォームにて必要事項をすべて入力し、申込を完了させる

登録したメールアドレスに、申請の受付をお知らせするメールが届いているかを確認して
ください。横浜市電子申請・届出システムのマイページからも申込状況をご確認いただけます。

問合せ・書類提出先

〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10 横浜市役所 17 階

横浜市医療局総務部職員課 行政医師（公衆衛生医師）採用担当

電話：045-671-4822 / FAX：045-664-3851

E-mail：ir-ishiboshu@city.yokohama.lg.jp

横浜市行政医師（公衆衛生医師）採用情報ページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/iryo/ishiboshu.html>

横浜市 公衆衛生医師

検索

